

東京第一会計ニュース

2013(平成25)年1月1日発行

No.95
CONTENTS

新年のご挨拶

第34回 末広会総会 ご報告

顧問先紹介【多摩防水技研株式会社】

国税通則法の改正 ～事前通知・無予告調査～

ワンポイント税務 ～復興特別所得税～

礎

いしずえ

二〇一三年
迎春



ワンポイント税務

復興特別所得税

東日本大震災の被災者支援の財源確保を目的として平成23年12月2日に『東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）』が公布されました。復興特別税の対象となる税目は所得税・法人税・住民税の3つです。今回は、所得税の復興特別税についてご紹介いたします。

所得税の源泉徴収義務者は、所得税額に2.1%の税率を乗じた金額を「復興特別所得税」として、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで（25年間）の間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際に併せて徴収し、納付しなければならぬこととされました。

復興特別所得税の対象となるのは、給与や税理士等への報酬や預金の利子等があります。平成25年1月1日以後に支払う給与等については、源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し納付します。

税理士等への報酬に係る復興特別所得税は下記に計算例を記載しましたので参考にしてください。

支払金額 × 合計税率 (%) = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

所得税率 (%) × 102.1%

〈例〉所得税率 10%の場合

合計税率 10% × 102.1% = 10.21%

例えば

報酬として 100,000 円（税抜）を支払う場合の源泉徴収税額（所得税率 10%の場合）

平成 24 年 12 月 31 日まで

100,000 円 × 10% = 10,000 円

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日まで

100,000 円 × 10.21% = 10,210 円

源泉徴収税額は
210 円の増加

編集後記

明けましておめでとうございます。

昨年は皆様にとってどのような1年でしたでしょうか。昨年を象徴するものとして「日経トレンドデイ」が発表している2012年ヒット商品ベスト30のうち、一部を紹介したいと思います。

1 東京スカイツリー

2 LINE

3 国内線LCC

以下、マルちゃん正麺
フィットカットカーブ
JINS PC
おざわり探偵なめこ栽培キット
街コン 他

第1位は、ひまわり会でも訪れた東京の新名所「東京スカイツリー」でした。浅草エリアのツアーは2011年の約4倍になり、浅草周辺のホテルが開業ラッシュとなりました。明るい話題の少ない1年でしたが、「東京スカイツリー」の1位は、日本復興のシンボルになっているのではないのでしょうか。

編集部は、今後も皆様のお役に立てるような記事が掲載できるよう日々精進して参ります。

本年もよろしく願いたします。

（編集部）